



Q&A 収益認識の基本論点

8

論点 8 | 顧客に支払われる対価



Q

リベートや棚代、チラシ広告代等、企業から顧客に向けて支払が行われる場合があります。顧客に支払われる対価は、どのような会計処理を行うことになりますか。



A

顧客に支払われる対価は、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額することになります。一方、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合には、当該財又はサービスを仕入先からの購入と同様の方法で処理することになります。

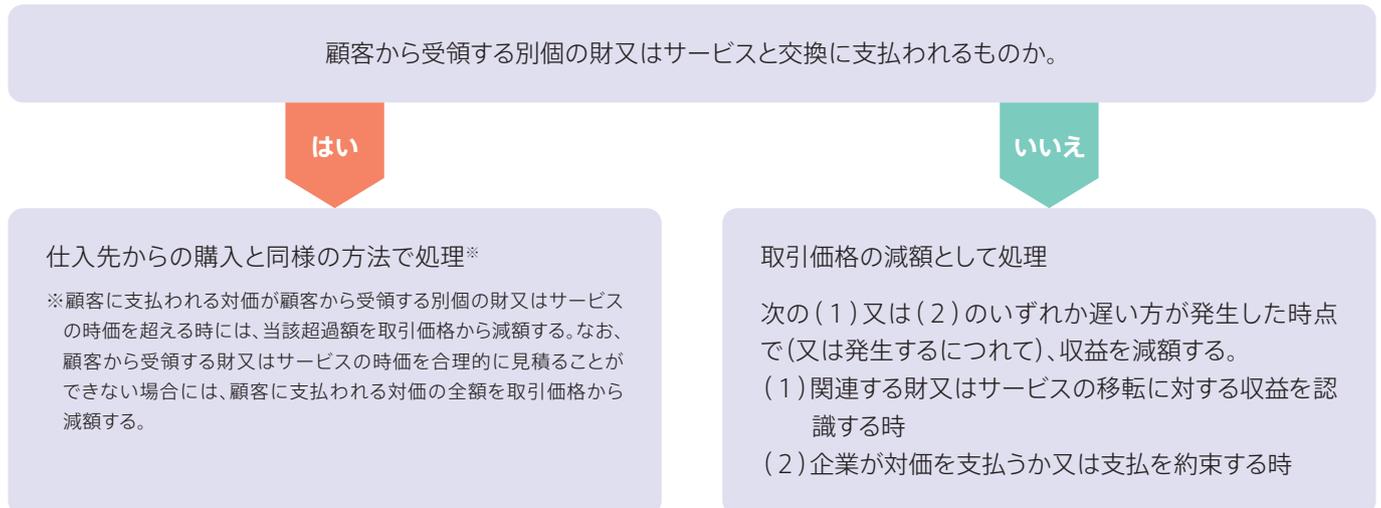




■ 会計基準等の定め (会計基準第63 項及び第64 項、第145 項、適用指針30 項)

収益基準では、顧客に支払われる対価の取扱いを図表 1 (会計基準第63 項及び第64 項、適用指針30 項を基に作成) のように定めています。

図表1 顧客に支払われる対価の会計処理



顧客に支払われる対価の範囲

顧客に支払われる対価は、顧客から企業の財又はサービスを購入する他の当事者に企業が支払う対価(つまり、顧客の顧客に支払う対価)を含むとされています。例えば、企業が販売業者又は流通業者に商品又は製品を販売し、その後に当該販売業者又は流通業者の顧客に企業が支払を行う場合があります。

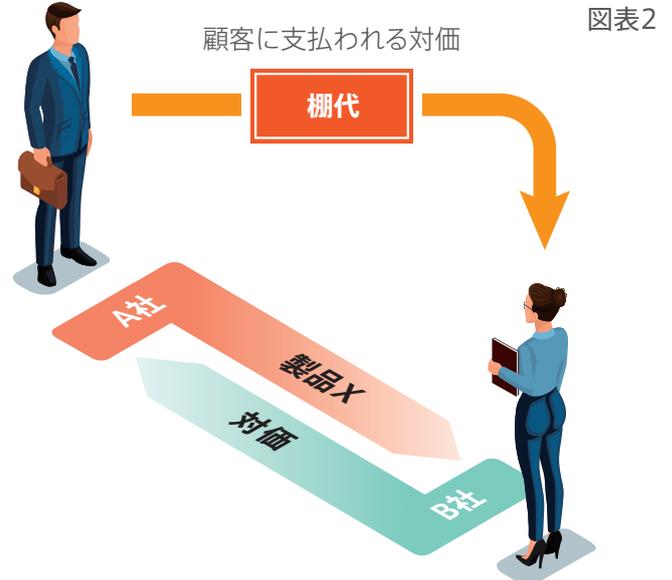
■ 事例 メーカーが小売業者に支払う棚代

消費者向け製品Xを製造しているA社は、X1年1月に大手小売チェーンであるB社（顧客）に製品Xを1年間販売する契約を締結した。契約では、B社が1年間に少なくとも12,000千円分の製品Xを購入すること及びA社が取引開始日にB社に対して返金が不要な1,200千円の支払を行うことが定められている。

この1,200千円の支払は、B社がA社の製品Xを収納するために棚に変更を加えることの補償であって、A社がB社の棚への何らかの権利に対する支配を獲得するものではないため、B社への支払は別個の財又はサービスとの交換によるものではないとA社は判断した。A社はX1年1月に製品Xを1,000千円販売した。

収益基準では、「顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものであるか否か」により、取引価格の減額（すなわち、収益の減額）として処理するかどうかを判断することになります。

A社は、B社に対する支払について、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものではないと判断しているため、取引価格の減額（すなわち、収益の減額）として処理します。また、B社に対する支払を約束した時点よりも、収益の認識時点の方が遅いため、A社が製品Xの販売に対する収益を認識する時に、当該支払を取引価格の減額として処理することとなります。



■ 会計処理

① 契約における取引開始日 (単位: 千円)

前払金	1,200	/	現金預金	1,200
-----	-------	---	------	-------

② 製品Xの販売時 (単位: 千円)

売掛金	1,000	/	前払金 ^(※1)	100
		/	売上高 ^(※2)	900

※1 1,000千円×10% (1,200千円÷12,000千円×100%) = 100千円
 ※2 請求額1,000千円－B社に支払われた対価100千円 = 900千円
 A社は製品XをB社に販売するにつれ、製品Xの取引価格を10%減額します。